

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年8月14日受付分)

名称

NPO法人プロジェクトサンタ

縦覧期間

令和8年8月14日(金)から
令和8年8月28日(金)まで

NPO 法人プロジェクトサンタ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人プロジェクトサンタという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を西宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども達とその家族に対し、笑顔で充実した時間を過ごせるための活動を行うことで、子ども達とその家族の生活の質を豊かにするとともに、生きる力や困難に立ち向かう勇気を育むことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども達及びその家族の支援事業
- (2) 子ども達及びその家族の交流事業
- (3) 子ども達が病気と闘っていることやその家族が抱える困難に関する社会的な理解の普及を図るとともに、これに対する協力及び支援の輪を広げるための啓発事業
- (4) 前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会にて選任し、監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、及び役員の報酬

(6) 会員の除名

(7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任するこ

とができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 理事の選任又は解任、及び理事の職務

- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事

項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田 舞
副理事長	加藤 裕子
理事	鈴木 美帆
理事	伊藤 みゆき
理事	澁川 玲子
理事	藤江 優子
理事	角田 美穂
理事	吉川 佳那
監事	池上 俊雄
監事	BROWN DAVID MICHAEL

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 7 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 4 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0 円
正会員会費 年額 12,000 円
 - (2) 賛助会員入会金 0 円
賛助会員会費 年額 3,600 円

2026 年度（第 10 期）事業計画書

(2026 年 5 月 1 日から 2027 年 4 月 30 日まで)

1 基本方針

当法人は、子ども達とその家族が笑顔で充実した時間を過ごせるための活動を行うことで、生活の質を豊かにし、生きる力や困難に立ち向かう勇気を育むことを目的として活動する。

第 10 期は、基盤事業である病院へのガチャガチャマシン設置・運営（支援事業）を継続・拡充するとともに、ティータイムプロジェクト等の交流事業、チャリティ米等の物品の購入を通じて誰もが気軽にチャリティに参加できる仕組みを広げる啓発事業を連動させながら実施する。

なお、本事業年度は定款第 5 条の事業区分（事業の種類）の変更に係る認証申請を行う事業年度であり、変更後の区分に基づき事業計画を記載する。

2 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	時期・ 回数	実施場所	受益対象者 予定人数	収益見込 (千円)
(1) 支援 事業	病院ガチャガチャプロジェクト：小児病棟へのガチャガチャマシンの新規設置及び既存設置先（13 病院想定）への景品補充	通年	全国の 小児病棟	闘病中の子ども達 約 10,000 人	0
(1) 支援 事業	レンタルガチャ：団体所有のガチャガチャマシンを企業・団体に貸し出し、レンタル料を運営資金に充当	通年 (随時)	貸出先各所	一般・企業 3 件程度	45
(2) 交流 事業	ティータイムプロジェクト：付添家族への軽飲料提供及び医療従事者向け販売による応援サイクルの運営	年 4 回程度	大阪母子 医療 センター	付添い家族・医療従事者 各回 100 人程度	0
(3) 啓発 事業	ギフトボックスプロジェクト：母の日等の機会に合わせたギフト企画	年 1 回	オンライン	一般購入者 50 人程度	195
(3) 啓発 事業	チャリティ米の販売：お米の購入を通じて誰もが気軽にチャリティに参加できる仕組みの運営・広報	通年	公式オンラインショップ	一般購入者 300 人程度	1,060

(3) 啓発事業	啓発活動：SNS・ポータルサイト（OMUSUBI）等を通じた、病気と闘う子ども達及びその家族が抱える困難に関する社会的理解の普及	通年	オンライン	情報を必要とする家族・一般	0
(4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第3号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

理事長兼事務局 藤田 舞

2027 年度（第 11 期）事業計画書

(2027 年 5 月 1 日から 2028 年 4 月 30 日まで)

1 基本方針

第 11 期は、第 10 期に整備した事業区分及び実施体制を踏まえ、病院ガチャガチャプロジェクト（支援事業）の設置先を更に拡大するとともに、チャリティ米をはじめとする物品を通じた応援の仕組み（啓発事業）の認知拡大を図る。

また、ティータイムプロジェクト等の交流事業についても、協力団体・企業との連携を広げ、子ども達とその家族が笑顔で過ごせる機会を増やしていく。

助成金・寄付に加え、物品販売による自主財源の比率を高め、財政基盤の安定化を図ることを基本方針とする。

2 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	時期 回数	実施場所	受益対象者・ 予定人数	収益見込 (千円)
(1) 支援 事業	病院ガチャガチャプロジェクト： 新規病院への設置拡大及び既存設 置先（15 病院想定）への景品補充	通年	全国の小児 病棟	闘病中の子ども達 約 12,000 人	0
(1) 支援 事業	レンタルガチャ：団体所有のガチャ ガチャマシンの貸出による運営 資金の確保	通年 (随時)	貸出先各所	一般・企業 5 件程度	75
(2) 交流 事業	ティータイムプロジェクト：付添 家族への軽飲料提供及び医療従事 者向け販売	年 4 回 程度	大阪母子医 療センター	付添家族・医 療従事者 各回 100 人程度	0
(3) 啓発 事業	ギフトボックスプロジェクト：母 の日等の機会に合わせたギフト企 画	年 1 回	オンライン	一般購入者 60 人程度	234
(3) 啓発 事業	チャリティ米の販売：取扱量の拡 大による応援の仕組みの普及	通年	公式オンラ インショッ プ	一般購入者 350 人程度	1,191

(3) 啓発事業	啓発活動：ポータルサイト（OMUSUBI）の更新及び企業・団体との協働による情報発信の拡充	通年	オンライン	情報を必要とする家族・一般	0
(4) その他 当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第3号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

理事長兼事務局 藤田 舞

2026年度（第10期）活動予算書

NPO法人プロジェクトサンタ

2026年5月1日から2027年4月30日まで

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	合 計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	144,000	144,000
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,300,000	1,300,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	2,000,000	2,000,000
4. 事業収益		
支援事業	45,000	45,000
啓発事業	1,255,000	1,255,000
5. その他収益		
受取利息	3,000	3,000
雑収益	0	0
経常収益計	4,747,000	4,747,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
報酬 / ボランティア謝金	636,000	636,000
人件費計	636,000	636,000
(2) その他経費		
仕入高	900,000	900,000
会議費	50,000	50,000
旅費交通費	600,000	600,000
消耗品費	230,000	230,000
広報費	20,000	20,000
運賃	50,000	50,000
通信費	36,000	36,000
支払手数料	55,000	55,000
患児支援金	800,000	800,000
その他経費計	2,741,000	2,741,000
事業費計	3,377,000	3,377,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	120,000	120,000
人件費計	120,000	120,000
(2) その他経費		
ボランティア謝金	180,000	180,000
租税公課	3,000	3,000
通信費	4,000	4,000
旅費交通費	10,000	10,000
支払報酬	265,000	265,000
その他経費計	462,000	462,000
管理費計	582,000	582,000
経常費用計	3,959,000	3,959,000
当期経常増減額	788,000	788,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 固定資産除却損	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	788,000	788,000

前期繰越正味財産額	0	3,650,000
次期繰越正味財産額	0	4,438,000

2027年度（第11期）活動予算書

NPO法人プロジェクトサント

2027年5月1日から2028年4月30日まで

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	合 計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	144,000	144,000
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,500,000	1,500,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	2,000,000	2,000,000
4. 事業収益		
支援事業	75,000	75,000
啓発事業	1,425,000	1,425,000
5. その他収益		
受取利息	3,000	3,000
雑収益	0	0
経常収益計	5,147,000	5,147,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
報酬 / ボランティア謝金	760,000	760,000
人件費計	760,000	760,000
(2) その他経費		
仕入高	1,150,000	1,150,000
会議費	60,000	60,000
旅費交通費	700,000	700,000
消耗品費	260,000	260,000
広報費	35,000	35,000
運賃	70,000	70,000
通信費	40,000	40,000
支払手数料	70,000	70,000
患児支援金	950,000	950,000
その他経費計	3,335,000	3,335,000
事業費計	4,095,000	4,095,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	120,000	120,000
人件費計	120,000	120,000
(2) その他経費		
ボランティア謝金	200,000	200,000
租税公課	3,000	3,000
通信費	4,000	4,000
旅費交通費	12,000	12,000
支払報酬	280,000	280,000
その他経費計	499,000	499,000
管理費計	619,000	619,000
経常費用計	4,714,000	4,714,000
当期経常増減額	433,000	433,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 固定資産除却損	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	433,000	433,000

前期繰越正味財産額	0	4,438,000
次期繰越正味財産額	0	4,871,000